法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」を「、研究職俸給表又は指定職俸給表」に改め、「（管理監督職員を除く。）」を削り、同条第二項中「もの」の下に「、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては行政職俸給表㈠の十級」を加え、「百分の十」を「百分の十二」に改める。

第十条の四第一項第一号中「四十一万六千六百円」を「四十一万七千六百円」に改め、同項第二号中「五万千六百円」を「五万二千百円」に改める。

第十二条第二項第二号ハ中「七千百円」を「七千三百円」に改め、同号ニ中「一万円」を「一万四百円」に改め、同号ホ中「一万二千九百円」を「一万三千五百円」に改め、同号ヘ中「一万五千八百円」を「一万六千六百円」に改め、同号ト中「一万八千七百円」を「一万九千七百円」に改め、同号チ中「二万千六百円」を「二万二千八百円」に改め、同号リ中「二万四千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号ヌ中「二万六千二百円」を「二万九千百円」に改め、同号ル中「二万八千円」を「三万二千三百円」に改め、同号ヲ中「二万九千八百円」を「三万五千五百円」に改め、同号ワ中「三万千六百円」を「三万八千七百円」に改める。

第十四条第二項中「検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十九条の二第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二万千円」を「二万二千五百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五十円」に、「三万千五百円」を「三万三千七百五十円」に、「一万千百円」を「一万千五百五十円」に改め、同条第二項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の六十六・二五」を「、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の七十」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と」を、「百分の六十」と」の下に「、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と」を加える。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百二十五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）」を加え、同号ロ中「百分の百六・二五」を「、六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の六十）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）」を加える。

第十九条の八第一項中「第十条」の下に「、第十条の二、第十条の四」を加える。

第二十二条第一項中「三万四千七百円」を「三万五千七百円」に改める。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表㈠

職員の区分 ＼ 職務の級 / 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800